様式第２号（第４条関係）

誓　約　書

松浦市お見合いシステム登録促進補助金の交付にあたり、松浦市お見合いシステム登録促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

なお、要綱第６条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、補助金返還義務を負うことに異存ありません。

（１）　松浦市内に１年以上住所を有する独身者であること。

（２）　長崎県婚活サポートセンターが運営する「お見合いシステム」に令和２年４月１日以降に登録し、登録から１年を経過していないこと。

（３）　システム登録時の年齢が２０歳以上であること。

（４）　これまでに、長崎県婚活サポートセンターお見合いシステム会員利用規約に規定された禁止事項に該当する等により、システムの登録を抹消されたことがないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

年　　　月　　　日

松　浦　市　長　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　　　年　　月　　日（　　歳）

連絡先℡